

学納金収納代行業務
仕様書

令和2年9月
独立行政法人 国立高等専門学校機構

1 目 的

本業務は、学生（学資負担者）から学納金を円滑に徴収することを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（但し、口座振替及び督促状発送については、令和3年4月1日からとする。）

3 業務の概要

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「機構」という）が設置する国立高等専門学校に在学する学生（学資負担者）から学納金（授業料、寄宿料、諸経費）を口座振替により収納し、機構の指定する口座に入金すること。また、未納者については、学生（学資負担者）へ督促状を発送すること。

併せて、機構が学生（学資負担者）からの入金管理に必要とする情報を機構に提供すること。

4 請負者の要求要件

（1）業務実施主体に関わる要件

①から③のいずれか1つ以上及び④を満たすこと

① プライバシーマークの認定を受けていること。

② ISO27001の認定を受けていること。

③ JISQ27001の認定を受けていること。

④ 過去3年以内に、月間50,000件以上の口座振替実績があること。

5 業務実施に関わる要件

① 業務を総括する管理者を配置し、機構との連絡調整や作業従事者への指示命令を行わせること。

② 業務を実施するために必要な人員確保がなされていること。

③ 個人情報・機密情報の取扱基準が整備され、漏洩対策がなされていること。

（ア）請負者は、個人情報に関する管理者並びに本作業者を置き、名簿を整え、責任区分を明確にすること。

（イ）請負者は、機構から授受するデータに関して、管理責任者を定めて管理すること。

（ウ）請負者は、機構の個人情報を、端末ログイン管理、鍵付き書庫への保管・入室管理等により、適切に管理すること。

（エ）請負者は、機構との書類・データの受け渡しにおいて、簡易書留郵便の利用や、各種電子ファイルの暗号化・パスワード設定等のセキュリティ対策を施す仕

組みを構築すること。

(オ) その他、機構における個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

6 口座振替について

① 口座振替日の回数，時期

口座振替日は毎月20日からその月の末日の間の1日（年11回）とし，詳細な日程については契約締結後に双方にて調整のうえ決定する。件数等は，別紙の「法人の概要」を参照すること。

② 口座振替手数料について

振替成功時の手数料は学生（学資負担者）負担とし，税抜き62円（消費税10%の場合，税込み68円）以下とし，それ以外の手数料については機構負担とする。なお，当該手数料は，口座振替依頼データの引き落とし金額に含むことが可能である。

③ 作業の流れ・締め切りについて

(ア) 口座振替依頼書の送付

機構より，振替日の1ヶ月前（4月入学予定者については，3月の最終営業日）までに請負者へ送付する。

(イ) 口座振替依頼データの提供

機構からの口座振替依頼データの提供は，口座振替日の7営業日前から，口座替日までの間の請負者が希望する日とすること。

4月の口座振替依頼データの提供は，4月15日以降とする。

(ウ) 口座振替結果データの提供

請負者は口座振替日から4営業日以内に，口座振替結果データを提供すること。

(エ) 口座振替後の資金の入金

請負者は口座振替日から7営業日以内に，口座振替により収納した資金を機構が指定する口座へ入金すること。

④ 口座振替依頼書様式

機構の独自様式を利用すること。

請負者は，提携金融機関（口座振替可能機関のこと，以下「提携銀行等」という）に対する私製様式使用にかかる承認申請を代行すること。

⑤ 口座振替依頼データ及び口座振替結果データの形式

受け渡しを行う口座振替依頼データ及び口座振替結果データは、機構の用意する固定長形式によるものとする（全銀協のフォーマットに準拠）。

機構はデータの作成に関して、新規にソフト等の購入は行わない。

口座振替依頼データ及び口座振替結果データのフォーマット

(ア) ヘッダーレコード

No	項目名	桁数	備考
1	データ区分	1	1 (固定) : ヘッダーレコード
2	種別コード	2	9 1 (固定) : 預金口座振替
3	コード区分	1	0 (固定) : J I S 使用
4	委託者コード	1 0	
5	委託者名	4 0	
6	引落日	4	
7	取引銀行番号	4	
8	取引銀行名	1 5	
9	取引支店番号	3	
10	取引支店名	1 5	
11	預金種目	1	
12	口座番号	7	
13	空白	1 7	

(イ) データレコード

No	項目名	桁数	備考
1	データ区分	1	2 (固定) : データレコード
2	取引銀行番号	4	
3	取引銀行名	1 5	入力は任意とする。
4	取引支店番号	3	
5	取引支店名	1 5	入力は任意とする。
6	空白	4	
7	預金種目	1	
8	口座番号	7	
9	預金者名	3 0	
10	引落金額	1 0	
11	新規コード	1	0 (固定) : 継続

12	顧客番号 1	1 0	委託者コード (1 0桁)
13	顧客番号 2	1 0	学籍番号 (1 0桁)
14	振替結果コード	1	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼の際は, '0' とする。 ・結果の際は, 最低限以下の項目を表示すること。番号の符版は変更可とする。 0 : 振替済み 1 : 預金不足 2 : 取引なし 3 : 預金者都合による振替中止 4 : 預金口座依頼書なし 8 : 委託者都合による振替中止 9 : その他
15	空白	8	

(ウ) トレーラレコード

No	項目名	桁数	備考
1	データ区分	1	8 (固定) : トレーラレコード
2	合計件数	6	6桁の数字, 右詰前ゼロ
3	合計金額	1 2	1 2桁の数字, 右詰前ゼロ
4	振替済件数	6	<ul style="list-style-type: none"> ・6桁の数字, 右詰前ゼロ ・依頼の際は, 全てゼロとする。 ・結果の際は, 請負者で件数を編集すること。
5	振替済金額	1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・1 2桁の数字, 右詰前ゼロ ・依頼の際は, 全てゼロとする。 ・結果の際は, 請負者で金額を編集すること。
6	振替不能件数	6	<ul style="list-style-type: none"> ・6桁の数字, 右詰前ゼロ ・依頼の際は, 全てゼロとする。 ・結果の際は, 請負者で件数を編集すること。
7	振替不能金額	1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・1 2桁の数字, 右詰前ゼロ ・依頼の際は, 全てゼロとする。 ・結果の際は, 請負者で金額を編集すること。

8	空白	6 5	
---	----	-----	--

(エ) エンドレコード

No	項目名	桁数	備考
1	データ区分	1	9 (固定) : エンドレコード
2	空白	1 1 9	

- ⑥ 口座振替依頼データ，口座振替結果データの授受
 伝送による (Web によるものを含む)。
 機構はデータの授受に関して，新規にソフト等の購入は行わない。
- ⑦ 口座振替可能金融機関 (以下「提携銀行等」という)
 銀行，信用金庫，信用組合，労働金庫，農協，漁協，ゆうちょ銀行が利用可能であること。
- ⑧ 口座登録作業
 振替日の1ヶ月前 (4月入学予定者については，3月の最終営業日) までに請負者へ送付した口座振替依頼書について口座振替が可能となるよう口座登録を行うこと。
 請負者は，金融機関に対し，口座振替依頼書の口座確認やデータ入力作業が適切に行われるよう，機構の求めに応じて必要な交渉を行うこと。
- ⑨ 通帳印字設定
 口座振替を実施した際の通帳印字は，請負者と協議の上，決定する。(通帳印字想定例：コセンキョウがクウケン)
- ⑩ 口座振替資金の振込
 口座振替資金は，機構が指定する口座へ振込すること。
- ⑪ 口座振替資金の保証
 事故発生時において，回収した口座振替資金を保証すること。
- ⑫ 情報の提供
 以下の情報を提供すること。

(ア) 提携銀行等マスタ

機構の求めに応じて、最新のものを提供すること（電子記録によること）。
金融機関の統廃合等について、金融機関より情報を得次第、すみやかに情報提供すること。

(イ) 預金口座振替合計報告票

口座振替毎に請求合計、振替不能分、振替分、手数料、入金額等が記載された預金口座振替合計報告票を提供すること。

(ウ) 振替不能リスト

口座振替が不能になった口座について調査し、振替月の翌月10日頃までに情報を提供すること（電子記録によること）。

口座振替依頼書を提出した口座について、金融機関の統廃合により銀行番号、銀行名、支店番号、支店名、口座番号が変更となる場合、金融機関より情報を得次第、すみやかに情報提供すること（電子記録によること）。

⑬ 業務引継

契約期間満了後、他の業者へ新規受託した場合、移行手続きが完了しない学生について、手続きが完了するまで、同条件で取扱を延長し、請負者経由での口座振替継続を可能とすること。

7 督促状の発送について

① 回数，時期

督促状の発送回数は年7回とする。件数等は、別紙の「法人の概要」を参照すること。詳細な発送の日程等については契約締結後に双方にて調整のうえ決定する。

② 発送するものの形式

封書または圧着ハガキとし、信書として発送すること。

③ 督促状レイアウト

制定帳票（文面・レイアウトが全て定められた指定用紙）はないが、毎月送付する定型文（色指定無し・印影印刷有り）がある。

④ 依頼データレイアウト

契約締結後に双方にて調整のうえ決定する。

⑤ データの受け渡し

発送期毎に文面を一部変更するため、毎期文面を担当者に確認のうえ改版して
発送前までに校正を経ること。

発送先の住所、氏名、請求額等のデータの受け渡し日は督促状発送日の3営業日
前を受渡予定日とするが、上記①のスケジュールに合わせて随時調整するものと
する。受け渡し方法は伝送によること（Webによるものを含む）。

⑥ 請 求

郵送に係る手数料は内訳を明確にした上で、印刷等の手数料に含めて機構に請
求するものとする。

8 コンビニ・郵便局での収納代行について

コンビニ・郵便局での収納代行に対応できること。

9 損害賠償責任

請負者の故意または過失により、機構に損害を与えたときは、その損害を賠償し
なければならない。

10 情報の漏洩、改ざん、滅失等

本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等の発生を防止する観点から、
情報の適正な保護・管理対策を実施すること。

11 再委託などの禁止

請負者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託し、又
は請け負わせてはならない。また、業務の一部について委託をする場合は機構の承
認を得たうえで行うこと。なお、承認された場合であっても、請負者は契約による
責を免れることはできない。

12 事故又は災害等

事故又は災害により、請負業務に支障を来したときは、ただちに機構に報告し、
その指示に従うこと。

13 その他

本業務に係る一切の費用は請負者が負担する。また、本仕様書に定めのない事項、
又は疑義のある事項については、機構と請負者が協議の上、決定するものとする。

法人の概要

1. 法人の名称

独立行政法人国立高等専門学校機構

2. 法人の所在地

- ・独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局
東京都八王子市東浅川町 701-2
- ・函館工業高等専門学校 北海道函館市戸倉町 14 番 1 号
- ・苫小牧工業高等専門学校 北海道苫小牧市字錦岡 443 番地
- ・釧路工業高等専門学校 北海道釧路市大楽毛西 2 丁目 32 番 1 号
- ・旭川工業高等専門学校 北海道旭川市春光台 2 条 2 丁目 1 番 6 号
- ・八戸工業高等専門学校 青森県八戸市田面木字上野平 16-1
- ・一関工業高等専門学校 岩手県一関市萩荘字高梨
- ・仙台高等専門学校
(広瀬キャンパス) 宮城県仙台市青葉区愛子中央 4 丁目 16 番 1 号
(名取キャンパス) 宮城県名取市愛島塩手字野田山 48
- ・秋田工業高等専門学校 秋田県秋田市飯島文京町 1 番 1 号
- ・鶴岡工業高等専門学校 山形県鶴岡市大字井岡字沢田 104
- ・福島工業高等専門学校 福島県いわき市平上荒川字長尾 30
- ・茨城工業高等専門学校 茨城県ひたちなか市中根 866
- ・小山工業高等専門学校 栃木県小山市大字中久喜 771
- ・群馬工業高等専門学校 群馬県前橋市鳥羽町 580 番地
- ・木更津工業高等専門学校 千葉県木更津市清見台東 2 丁目 11 番 1 号
- ・東京工業高等専門学校 東京都八王子市栲田町 1220-2
- ・長岡工業高等専門学校 新潟県長岡市西片貝町 888 番地
- ・富山高等専門学校
(本郷キャンパス) 富山県富山市本郷町 13
(射水キャンパス) 富山県射水市海老江練合 1-2
- ・石川工業高等専門学校 石川県河北郡津幡町北中条タ 1
- ・福井工業高等専門学校 福井県鯖江市下司町
- ・長野工業高等専門学校 長野県長野市徳間 716
- ・岐阜工業高等専門学校 岐阜県本巣市上真桑 2236-2

- ・沼津工業高等専門学校 静岡県沼津市大岡 3600
- ・豊田工業高等専門学校 愛知県豊田市栄生町 2-1
- ・鳥羽商船高等専門学校 三重県鳥羽市池上町 1-1
- ・鈴鹿工業高等専門学校 三重県鈴鹿市白子町
- ・舞鶴工業高等専門学校 京都府舞鶴市字白屋 234 番地
- ・明石工業高等専門学校 兵庫県明石市魚住町西岡 679 番地の 3
- ・奈良工業高等専門学校 奈良県大和郡山市矢田町 22 番地
- ・和歌山工業高等専門学校 和歌山県御坊市名田町野島 77
- ・米子工業高等専門学校 鳥取県米子市彦名町 4448
- ・松江工業高等専門学校 島根県松江市西生馬町 14-4
- ・津山工業高等専門学校 岡山県津山市沼 624-1
- ・広島商船高等専門学校 広島県豊田郡大崎上島町東野 4272-1
- ・呉工業高等専門学校 広島県呉市阿賀南 2-2-11
- ・徳山工業高等専門学校 山口県周南市学園台
- ・宇部工業高等専門学校 山口県宇部市常盤台 2 丁目 14 番 1 号
- ・大島商船高等専門学校 山口県大島郡周防大島町大字小松 1091 番地 1
- ・阿南工業高等専門学校 徳島県阿南市見能林町青木 265
- ・香川高等専門学校
 - (高松キャンパス) 香川県高松市勅使町 355 番地
 - (詫間キャンパス) 香川県三豊市詫間町香田 551
- ・新居浜工業高等専門学校 愛媛県新居浜市八雲町 7-1
- ・弓削商船高等専門学校 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 1000
- ・高知工業高等専門学校 高知県南国市物部乙 200-1
- ・久留米工業高等専門学校 福岡県久留米市小森野 1-1-1
- ・有明工業高等専門学校 福岡県大牟田市東萩尾町 150
- ・北九州工業高等専門学校 福岡県北九州市小倉南区志井 5 丁目 20 番 1 号
- ・佐世保工業高等専門学校 長崎県佐世保市沖新町 1-1
- ・熊本高等専門学校
 - (八代キャンパス) 熊本県八代市平山新町 2627
 - (熊本キャンパス) 熊本県合志市須屋 2659-2
- ・大分工業高等専門学校 大分県大分市大字牧 1666 番地
- ・都城工業高等専門学校 宮崎県都城市吉尾町 473-1
- ・鹿児島工業高等専門学校 鹿児島県霧島市隼人町真孝 1460-1
- ・沖縄工業高等専門学校 沖縄県名護市辺野古 905 番地

3. 設立の時期

平成16年4月1日

4. 学生数（令和元年5月1日現在，全国の国立高等専門学校に在籍する学生数）

（学生数） 51,000名程度 ※専攻科生を含む
（うち在寮生は16,000名程度）

5. 学納金（学生1名につき）

授業料 234,600円（年額，前後期，半期毎の徴収となる。）

商船に関する学科で，在学期間が6月の最終の学年にあつては，117,300円

商船に関する専攻科で，在学期間が6月の学年にあつては，117,300円

寄宿料 複数室 700円

個室 800円

（月額，ただし，前後期，半期毎の徴収となる。）

諸経費 0～40,000円程度

（在籍校によって異なる。毎月の徴収と半年分毎に徴収が混在する。）

6. 令和元年度口座振替件数実績

総件数：171,122件（振替不能者の再振替件数を含む）

（内振込不能件数：11,808件）

口座振替日	振替件数	内訳
4月26日	49,096件 （内振替不能：2,243件）	前期授業料（4年生以上），諸経費徴収
5月27日	9,933件 （内振替不能：1,613件）	諸経費徴収（毎月の徴収のある者），前回口座振替不能者
6月26日	6,371件 （内振替不能：633件）	諸経費徴収（毎月の徴収のある者），前回口座振替不能者
7月26日	5,059件 （内振替不能：443件）	諸経費徴収（毎月の徴収のある者），前回口座振替不能者
8月26日	7,319件 （内振替不能：514件）	諸経費徴収（毎月の徴収のある者），前回口座振替不能者

9月26日	4,137件 (内振替不能：396件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
10月28日	41,693件 (内振替不能：2,217件)	後期授業料(4年生以上)，諸経費徴収
11月26日	8,051件 (内振替不能：1,450件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
12月26日	18,930件 (内振替不能：950件)	前期授業料(1～3年生)，諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
1月27日	20,045件 (内振替不能：903件)	前期授業料(1～3年生)，諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
2月26日	5,751件 (内振替不能：360件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
3月16日	475件 (内振替不能：86件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者

※令和元年度は3月振替日を設けていたが、令和2年度以降は3月振替日を設けない。

※令和2年度より、前期授業料徴収(4年生以上)は、徴収月を5月に変更であり、前期授業料(1～3年生)は、令和元年度よりも早まる予定である。

7. 4月の入学予定者の確定時期

3月の中旬から下旬

8. 学納金年間スケジュール(令和3年度、令和3年度実施に向けた準備作業を含む)

① 令和2年12月 在学生(令和3年度 第1～第4学年，専攻科1年)への
口座振替依頼書配布(件数：約44,000件)
※機構にて配布する。

② 令和3年1月 口座振替依頼書回収
※機構にて回収する。

③ 令和3年2月～3月
回収した口座振替依頼書により，事業者において必要な登録作業を行う。
※口座振替依頼書の修正が必要な者については，機構より修正を依頼する。

- ④ 令和3年3月 令和3年度入学予定者への口座振替依頼書配布，回収
(件数：約14,000件)

※機構にて配布及び回収する。

- ⑤ 令和3年4月 口座振替による学納金収納開始

9. 令和元年度督促状発送実績

総件数：5,545件

発送日	発送件数
6月10日	1,472件
7月10日	552件
8月9日	383件
9月10日	436件
12月10日	1,284件
1月15日	736件
2月10日	682件